

令和8年3月25日  
国見町総務課

## 国見町職員の懲戒処分の公表について

国見町職員の懲戒処分等に関する基準（令和2年3月訓令第1号）第6条の規定に基づき、地方公務員法上の懲戒処分事案について以下のとおり公表します。

- 1 被処分者 主任主査級 60代
- 2 処分の内容 減給（10分の1、1か月）
- 3 処分年月日 令和8年3月25日
- 4 根拠規定 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号
- 5 事案の概要  
令和7年10月、被処分者が、町の総合行政システムを本来の業務目的以外に使用し、特定の個人1名の電話番号を入手し、知人に提供したものです。
- 6 関係職員の処分  
課長職 50代 厳重注意

### 【再発防止について】

このような事案が発生したことは、町政に対する信頼を著しく失墜させるものであり、大変重く受け止めております。二度とこのようなことが起こらないよう、全職員に対し、公務員倫理及び個人情報の適正な取扱いに関する研修を行い、組織全体の意識強化を図るとともに、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。